

令和三年九月

令和三年九月文京区議会定例議会議案(二)

文京区

目次

議案第二十一号	和解及び損害賠償額の決定について	1 頁
議案第二十二号	和解及び損害賠償額の決定について	3 頁
議案第二十三号	和解及び損害賠償額の決定について	5 頁

議案第二十一号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 東京二〇二〇オリンピック競技大会の聖火リレーの公道走行の中止に伴い、委託契約を解除

したことにより、相手方に損害を与えたため

二 和解の内容 違約金を文京区が支払う。

三 賠償金額 金五百三十三万五千円

四 相手方 東京都中央区銀座七丁目十三番二十一号銀座新六洲ビル六階

株式会社イベント・コミュニケーションズ東京営業所

右記代表者 所長 阿久澤一春

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提

出いたします。

議案第二十二号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 東京二〇二〇オリンピック競技大会期間中のパブリックビューイング及びステージイベント

の中止に伴い、委託契約を解除したことにより、相手方に損害を与えたため

二 和解の内容 違約金を文京区が支払う。

三 賠償金額 金五百二十六万四千八百五十四円

四 相手方 東京都文京区後楽一丁目三番六十一号

株式会社東京ドーム業務部

右記代表者 専務取締役執行役員営業本部長兼業務部担当 西勝昭

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提

出いたします。

議案第二十三号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 東京二〇二〇パラリンピック競技大会期間中のパブリックビューイング及びステージイベント

トの中止に伴い、委託契約を解除したことにより、相手方に損害を与えたため

二 和解の内容 違約金を文京区が支払う。

三 賠償金額 金三百六十万二千二百六十八円

四 相手方 東京都文京区後楽一丁目三番六十一号

株式会社東京ドーム業務部

右記代表者 専務取締役執行役員営業本部長兼業務部担当 西勝昭

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提

出いたします。

